

亀岡市学校給食のあり方について(案)

提 言 書

令和5年12月

亀岡市学校給食検討懇話会

目次

1. はじめに	2
2. 検討経過	3
3. 学校給食に対する考え方	5
4. 学校給食センターについて	7
5. 中学校給食実施方式別の検討	7
6. 提言	10
《参考資料》	
亀岡市学校給食検討懇話会設置要綱	13
亀岡市学校給食検討懇話会委員名簿	15

1. はじめに

昭和29年に学校給食法が制定され、小学校、中学校における学校給食の実施に努めることとされ、亀岡市の小中学校における昼食については、小学校では自校給食から亀岡市立学校給食センターで調理した学校給食へ順次移行し(昭和54年10校開始、平成11年全18校開始)、中学校においては、家庭からの弁当持参を基本に進められてきました。こうした中、国においては平成17年に「食育基本法」が制定され、平成20年には「学校給食法」が改正されました。この改正では、従来の“学校給食の実施”に加え、“学校給食を活用した食に関する指導の実施”が新たに規定されています。

その一方で、近年の社会環境の変化に伴い、核家族や共働き世帯、一人親世帯の増加、家庭の生活時間の個別化などにより、不規則な食事、栄養の偏り、伝統食の喪失などが大きな問題となっています。特に、成長期にある小・中学生は、栄養バランスに配慮した食事を摂ることが、健康な心身を育むために欠かせません。

亀岡市においても実態に見合った中学校給食のあり方を生徒や保護者、教職員等の意見を踏まえて検討し、教育委員会に提言を行う組織として、令和5年7月に11名の委員により「亀岡市学校給食検討懇話会」が設置されました。

本懇話会では、生徒や保護者、教職員へのアンケート調査や他市の学校給食の取り組み状況を集約するとともに、老朽化した亀岡市学校給食センターの状況も視察するなど様々な材料をもとに各委員それぞれの立場から意見を出し合い、検討を積み重ねてきました。

今後、亀岡市の児童・生徒にとって心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けて、本検討懇話会として一定の結論を得ましたので、亀岡市教育委員会に対し、ここに提言するものです。

2. 検討経過

開催日時等	内 容
令和5年7月3日(月) 午後1時30分から 市役所 602・603会議室	第1回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2委嘱状の交付 3教育長あいさつ 4委員自己紹介 5座長・副座長の選出 6協議事項 (1)亀岡市学校給食検討懇話会について (2)学校給食センターの現状について 7閉会
令和5年9月12日(火) 午前9時15分から 亀岡市学校給食センター	第2回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2協議事項 (1)亀岡市の小中学校の児童・生徒数について (2)中学校選択制デリバリー弁当へのアンケートについて (3)中学校の昼食に関するアンケートについて (4)導入コスト及び委託経費について 【現地視察】 亀岡市学校給食センター 給食試食 3閉会
令和5年10月19日(木) 午後3時00分から 亀岡市役所別館3階	第3回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2協議事項 (1)今年度の振り返り (2)配膳及び昼食時間の比較について (3)中学校の給食に関するアンケートについて (4)提言書に向けて 3閉会

<p>令和5年11月16日(木) 午後2時から 市役所 602・603 会議室</p>	<p>亀岡市学校給食検討懇話会との意見交換会 1開会 2亀岡市長との懇談 第4回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2協議事項 (1)提言(案)の検討 3閉会</p>
<p>令和5年12月13日(水) 午前10時から 市役所 302・303会議室</p>	<p>第5回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2協議事項 (1)提言(案)の検討 3閉会</p>
<p>令和〇年〇月〇日(〇)</p>	<p>座長から教育委員会へ提言書提出</p>

3. 学校給食に対する考え方

(1) アンケート結果の概要

亀岡市では、市内中学校及び義務教育学校の教職員・生徒及びその保護者を対象に、令和5年8月29日から9月22日まで、中学校の給食にかかるアンケートを実施しました。その結果、下記のような結果となりました。

【回答数】 生徒 413 件、保護者 599件、教職員 136件

① 「中学校ではどのような昼食が良いと思いますか。」

(%)

	生徒	保護者	教職員
家庭からの弁当	57	9	43
小学校と同じような給食	33	62	16
各学校で作る給食	6	20	24
全員喫食のデリバリー弁当	4	9	17

② 「中学校で給食を実施することについて、どのように思われますか。」

(%)

	生徒	保護者	教職員
実施した方がよい	38	81	34
どちらでもよい	43	15	30
実施しない方がよい	19	4	36

③ 「給食を実施した方がよいと思う理由」

(%)

	生徒	保護者	教職員
栄養バランスが良いから	20	41	26
おいしいと思うから	29	2	2
家庭での弁当作りの負担が軽減されるから	42	45	48
みんなと同じものを食べられるから	6	3	2
昼食が十分に取れていない生徒がいるから	2	3	11
食育の機会になるから	0	4	7
その他	1	2	4

④「給食を実施しないが良いと思う理由」

(%)

生徒	
生徒の好みに合わないから	46
量が適当でない	11
食べる量に個人差があるから	9
アレルギーがあるから	1
配膳に時間がかかるから	10
弁当は好きなものが食べられるから	18
その他	5

(%)

保護者	
生徒の好みに合わないから	23
量が適当でない	4
食べる量に個人差があるから	23
アレルギーがあるから	4
配膳に時間がかかるから	9
弁当は作った人の気持ちが伝わるから	14
その他	23

(%)

教職員	
生徒の好みに合わないから	4
食べる量に個人差があるから	6
配膳に時間がかかるから	45
教職員の負担が増えるから	23
その他	22

(2) アンケート結果から学校給食を進める上で大切にしたいこと

〈すべての児童生徒が安心して、安全な給食を食べるために〉

- ・給食実施に伴う施設の改修(給食室の新設、エレベーターの設置、廊下の拡幅、教室の整備、手洗い場の改修、配送トラックの駐車場の確保 など)
- ・教職員の負担の軽減
- ・体の発達に即した食事量や栄養の確保
- ・食物アレルギーなど、個々の実態に即した対応や工夫
- ・日課表および年間を通した学校行事の見直し
- ・地産地消の推進、「食農教育」の推進
- ・食育(命の教育を含む)および環境教育の計画と推進

など

3. 亀岡市学校給食センターについて

徹底した衛生管理の下、効率的な運営・管理が為されており、施設はフルドライシステムを採用するとともに、献立を2種類に分け、食材も異なるものを使用している。

温かい状態の給食を2時間以内に各校へ配送している。専門の栄養教諭により、市内全校が一致した栄養および食育を提供している。

他方で、設備の老朽化が著しく、改修の繰り返しでその機能を維持することには限界が来ており、また一時的に凌ぐための継ぎ接ぎ的な改修への支出は財政的にも非効率である。

また、現在のセンターは亀岡市の北端に立地しており、給食配送の効率が悪いいため、今後の方式によっては立地についても検討する必要があると考える。

なお、中学校給食をセンター方式で実施する場合には、小学校給食と合わせて供給できる体制を整備することが運営・管理の効率性という点では望ましいと考える。

4. 中学校給食実施方式別の検討

自校方式・・・各中学校に整備された給食調理場で調理した給食を配膳する方式

【主なメリット】

- 学内での調理・供給となるため、調理完了後の配膳までの時間が短く、温かい出来立ての給食を食べることができる。
- 学校独自の献立の実施、給食時間の設定、あるいは給食に関連付けた行事・プログラムの実施・見学など、最も柔軟性に富む運用が可能となる。
- 調理する人や生産者の顔が見やすく、感謝の気持ちを伝えることができる。

【主なデメリット】

- 建設・稼働のコストでは、その他の方式と比較すると、建築コスト、人件費、維持費等考えると、数カ所に調理場をつくることは、コスト上スケールメリットを犠牲にすることになる。
- 衛生面では、調理が学校毎に分散されるため、食中毒等のリスクも分散されることになるが、その分だけ学校の衛生管理責任の負担が大きくなる。
- 授業などで学校を使いながら改築するのは学校活動への影響が出る可能性がある。
- 学校敷地内に建設できるのかが不透明。

センター方式 …市が整備した給食センターで調理した給食を各中学校へ配送する方式

【主なメリット】

- ひとつのセンターで供給する場合、スケールメリットを最大限に活かすことができ、給食の供給という点に絞れば最も運営効率が高い。
- ひとつの設備での給食を作るため、大量調理ができ、人件費が少なく自校方式に比べ設備の増築が少なくすみ、コストの削減が出来る。

【主なデメリット】

- 地面積が限られるため、小学校と中学校を合わせた数の給食の供給を可能にする規模のセンターが建築可能なのか不透明。
- 作ってから学校に届けるまで時間がかかるため、作り立ての提供は難しい。
- 学校独自の献立、あるいは給食に関連した独自の取り組みの実施が難しくなる。

《センター方式の中での実施方法の違い》

◇新規で小・中合わせたセンターの新設

- ・施設をひとつに集中させるため、建設及び人件費などのコストは抑えることができるがリスクは集中する。

◇既存施設の改築

- ・既存の設備を拡大するだけであれば、これまでに蓄積された運営・管理のノウハウを十分に生かすことができるが、新設でなく増改築の場合、耐用年数が短くなり、結局はメンテナンス費用の上積みが生じるなど経済的に非効率になることが懸念される。

◇中学校専用センター新設

- ・小学校と中学校2カ所で運営するため、リスクを分散することができるが、小学校の現給食センターの老朽化による改修が必要であるため、コストが増大するとともに、新たな用地確保が必要となる。

全員喫食デリバリー弁当

…民間業者が自社の調理場で調理し、弁当の形で各中学校へ配送する方式

【主なメリット】

- 学校の教職員など行政側の負担は最小化できる。
- 設備投資費などを最小化できる。
- 配膳の工程が圧縮され、時間的にも余裕が生まれる。
- 価格に反映させることで、個人の希望に応じた量の調整(選択)が可能になる。

【主なデメリット】

- 食材の調達管理(地産地消)、温かい・冷たい食事の提供が難しい。
- 食べ残しの把握が難しい
- アレルギー対応が出来ない可能性がある。
- 地域性や学校毎の独自性を出すこと、また学校給食を様々な学校行事と関連付けて教育手段として利用することが難しくなる。

5. 提言

本懇話会は、食育の重要性を確認し、また家族形態を含めた社会状況の変化に合わせた学校給食の在り方、『学校給食法』および『食育基本法』に基づく給食の在り方を検討し、さらには給食実施方式別のメリット・デメリットなどを整理したうえで、亀岡市における今後の中学校給食の在り方について検討を行ってきました。特に、直接のステークホルダーである生徒、保護者、教職員を対象に令和5年度に実施された「中学生の昼食に関するアンケート調査」の集計結果と、その自由記述欄に寄せられた率直な意見を尊重しつつ、委員それぞれの立場から意見を出し合い、検討を進めてきました。

1. 食育の重要性と亀岡市政における位置づけ

まず、『学校給食法』および『食育基本法』に謳われる「食育の重要性」は委員が共通に認識するところであり、「子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯に渡って健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となる」ことから、中学生が健全な食生活を通じて心身の健康を増進するためには、家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組んでいく必要があると考えます。とりわけ、令和4年度に「子どもファースト宣言」を発表した亀岡市として、学校現場をはじめ亀岡市全体で積極的な食育の機会を創出し、子どもたちの食への正しい理解と知識を形成していくことは、その宣言に基づく重要な施策のひとつになるものと考えます。

また、給食は、単なる食の提供にとどまらず、給食の準備から片付けまでの一連の中で、正しい手洗いや配膳方法、食器の並べ方、お箸の使い方、食事のマナーを体得させる場でもあり、人と一緒に食べる楽しさを感じ、農業体験や環境教育、あるいは地域産業や国際食糧問題などに関連付けることで、学校教育に多様な機会と手段の広がりをもたらすものと考えます。そして、そうした教育の広がり実践は、「世界に誇れる環境先進都市」に相応しい市民としての高い環境意識の醸成にも結びつくものと考えます。

2. 令和5年アンケート調査結果の解釈

令和5年アンケート調査結果については、中学校給食の導入に対する生徒、保護者、教職員の考えにはそれぞれの特徴が表れています。まず、保護者の回答には、中学校給食の導入への明確な支持が表れており、その81%が中学校給食を「実施した方がよい」と回答しており、「どちらでもよい」の15%を合わせると96%に達しています。この中学校給食の実施を支持する主な理由として「負担の軽減」(45%)と「栄養バランスの良さ」(41%)の2つが挙げられています。他方で、生徒の57%と教職員の43%が現行の「家庭からの弁当」の継続が良いと回答する一方で、中学校給食の実施の是非を直接に問う設問では、「実施しない方がよい」という否定的回答は生徒19%、教職員36%と、前者の回答割合よりも低い水準にとどまっています。つまり、多くの人が現行のお弁当の継続を望みつつも、中学校給食の実施にはそこまでは反対していないということです。逆に、中学校給食を「実施した方がよい」と肯定する回答割合は生徒38%で、「実施しない方がよい」と否定する

回答割合の19%の2倍に達しています。教職員については、中学校給食を「実施した方がよい」と肯定する回答割合は34%で、「導入しない方がよい」と否定する回答割合36%と拮抗しています。そして、「導入した方がよい」という回答の主な理由としては、生徒の47%と教職員の48%が「親の負担の軽減」を挙げており、それに次いで生徒の20%と教職員の26%が「栄養のバランス」を挙げています。つまり、生徒と教職員は、現行の弁当の継続を希望しつつも、親の負担の軽減と給食の栄養バランスの良さを考慮して給食の導入に明確な理解と支持を示していることが分かります。

他方で、同アンケートで教職員が中学校給食を「実施しない方がよい」と否定する回答をした主な理由としては、「配膳に時間がかかる」(45%)と「教職員の負担が増える」(23%)が挙げられており、中学校給食を実施する場合でも教育現場の負担増を回避するための補完的措置も合わせて検討することが必要と考えます。

こうしたアンケート調査結果を踏まえ、また「学校給食は食育の生きた教材」との観点から、全員喫食を前提とした中学校給食の導入は、積極的に検討されるべき選択肢と考えます。また、亀岡市が目指す「世界に誇れる環境先進都市」の実現に向けた市政の一環として、あるいは「こどもファースト宣言」に基づく取り組みの一つとしても、その在り方を検討していくことが適当であると考えます。

3. 3つの方式の比較と意見

「自校方式」「センター方式」「デリバリー方式」など中学校給食の実施方式については、それぞれが長所と短所を抱えており、単純な比較は難しいと考えます。「自校方式」は、センター方式が有するスケールメリットを犠牲にしなけりばならず、また現在の校舎を前提に建設条件を満たすことが可能であるかについて中学校ごとに調査・確認が必要である一方で、学内での調理・供給となるため調理完了後の配膳までの時間が短く、温かい食事の提供を可能にすること、学校独自の献立の実施、給食時間の設定、あるいは給食に関連付けた行事・プログラムの実施が可能であることなど、最も柔軟性と機動性に富む実施方式として積極的に評価されるべきと考えます。

センター方式については、現在の小学校給食の供給を担う亀岡市学校給食センター(千代川町川関森ケ下79-1)の老朽化への対応と合わせて、中学校でも小学校と同じ学校給食を望む保護者の意見が多いこと(令和5年アンケート調査結果)や、集中生産管理システムによるスケールメリットを活かした効率的運営が可能になること、等々の理由から、中学校給食を小学校給食と合わせて1か所のセンターで供給する体制を構築することは、有力な選択肢の一つになり得ると考えます。

デリバリー方式は、既に部分的導入済みではありますが、亀岡市としてはメニュー作成などの領域で関与することはあっても、食材の調達、調理、配送、回収の基本プロセスを民間に委託することになるため、行政および教職員の負担は軽減されるメリットがあります。

他方で、現状でも選択制で導入されておりその喫食率が低いこと、令和5年アンケート調査でも生徒や保護者からの支持率が低いことなどを踏まえると、中学校給食としてデリバリー弁当に移行することに対し、彼らの納得や理解を形成することは難しいかも知れま

せん。

いずれに方式が採用されるべきかの判断は、『学校給食法』および『食育基本法』に基づく学校給食に求められる条件に加えて、亀岡市として長期的な視点に立ってどのような理念・目標を掲げ、学校給食の実施を通じて何を実現するのかという視点から、一つの方式に決定するのではなく、複合型や民間活力の導入など様々な方法も視野に入れ、引き続き検討を進められることを提言いたします。

4. むすび

本懇話会は、令和5年7月から12月までの半年間で5回の会合を開催し、亀岡市中学校の給食の実施の是非および望ましい供給方式の在り方を中心に検討を行ってきました。本提言は、そこで出された主要な意見・提案を整理したものであります。

なお、亀岡市の機関決定プロセスにおける本懇話会の位置付けを踏まえ、懇話会としての意見・提案の統一が必ずしも必要ではないという理解の下、多様な立場・視点からの意見・提案を包摂するかたちの提言となっていることをご理解ください。

今後の亀岡市による学校給食に関する審議等の機関決定プロセスにおいて一参考資料として役立つことを期待し、ここに亀岡市学校給食検討懇話会としての提言書を提出いたします。

亀岡市学校給食検討懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市立学校すべての児童生徒の学校給食に係る実施方式や運営上の諸課題等について、幅広い観点から意見交換を行うため、亀岡市学校給食懇話会(以下、「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 学校給食施設の課題、その対策及び施設のあり方に関する事
- (2) 学校給食の実施方式に関する事
- (3) 学校給食施設の機能、規模及び立地等に関する事
- (4) その他学校給食に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 構成員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校長会
- (3) 学校関係者
- (4) 栄養教諭
- (5) 市PTA連絡協議会(小学校1名、中学校1名)
- (6) 自治会関係者
- (7) 有機農業推進協議会
- (8) 市民公募
- (9) その他、教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委員会が第2条に規定する事項の意見交換を終えたときに満了する。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。座長は構成員の互選によりこれを定める。副座長は座長が指名する。

2 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(懇話会)

第6条 懇話会は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。ただし、座長が選出されていないときは教育長が招集する。

2 懇話会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(秘密保持)

第7条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(懇話会の公開)

第8条 懇話会は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 亀岡市情報公開条例(平成12年7月市条例第32号)第7条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 懇話会を公開することにより、公正かつ円滑な会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 傍聴に関して必要な事項は、教育部長が別に定める。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、教育部において行う。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後最初の懇話会の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

亀岡市学校給食検討懇話会委員名簿

選出区分	所属等	氏名
学識経験者	京都先端科学大学 教授	クゲヌマ 久下 沼 仁 筈
校長	小学校長会代表（青野小学校 校長）	マツムラ マサミ 松村 正美
	中学校長会代表（南桑中学校 校長）	クニクニ 美幸 國府 美幸
学校関係者	小学校代表（稗田野小学校 栄養教諭）	ヤスダ カナコ 安田 佳那子
	中学校代表（亀岡川東学園 教頭）	スズキ マチ 須知 孝
栄養教諭	栄養教諭	イヅミ ヒロコ 井尻 浩子
亀岡市 PTA 連絡協議会	亀岡市 PTA 連絡協議会	ツジムラ チスミ 辻村 ちゑみ
	亀岡市 PTA 連絡協議会	クサキ アキノ 草木 技乃
自治会関係者	自治会連合会	ウエダ マサキ 上田 政行
有機農業者	有機農業推進協議会	イリキ ヒロシ 入木 啓至
市民公募	市民公募	シカタ アズサ 四方 梓
計	11名	